

○農林水産省告示第千三百六十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和六年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和五年十月二十日

農林水産大臣 宮下 一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	1 類	15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 23,820円 21,440円 19,060円 16,670円 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円)	北海道の区域
	2 類	33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円	北海道の区域
	3 類	68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円	北海道の区域
	4 類	46,400円 41,760円 37,120円 32,480円 27,840円	北海道の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 23,820円 21,440円 19,060円 16,670円 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円) 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 46,400円 41,760円 37,120円 32,480円 27,840円	北海道の区域
スイートコーン	1 類	32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円	北海道の区域
	2 類	137,980円 124,180円 110,380円 96,590円 82,790円	北海道の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 137,980円 124,180円 110,380円 96,590円 82,790円	北海道の区域
かぼちゃ		98,630円 88,770円 78,900円 69,040円 59,180円	北海道の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	43,000円 38,700円 34,400円 30,100円 25,800円	宮城県の区域
	4 類	73,000円 65,700円 58,400円 51,100円 43,800円	宮城県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円	宮城県の区域
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 43,000円 38,700円 34,400円 30,100円 25,800円	
		春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円	
		春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 73,000円 65,700円 58,400円 51,100円 43,800円	
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円 2,520円 2,270円 2,020円 1,760円	宮城県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円 2,890円 2,520円 2,270円 2,020円	宮城県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	山形県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	山形県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	山形県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	46,070円	41,460円	36,860円	32,250円	27,640円	福島県の区域
	4 類	69,690円	62,720円	55,750円	48,780円	41,810円	福島県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円					福島県の区域
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 46,070円 41,460円 36,860円 32,250円 27,640円					
		春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円					
春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 69,690円 62,720円 55,750円 48,780円 41,810円							
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	福島県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	福島県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	福島県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	201,890円 181,700円 161,510円 141,320円 121,130円	茨城県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円	茨城県の区域
		食品加工用以外の用途であるスイートコーン 201,890円 181,700円 161,510円 141,320円 121,130円	
かぼちゃ		211,240円 190,120円 168,990円 147,870円 126,740円	茨城県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	栃木県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	栃木県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	栃木県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	群馬県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	群馬県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	群馬県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	253,730円	228,360円	202,980円	177,610円	152,240円	埼玉県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 253,730円 228,360円 202,980円 177,610円 152,240円					埼玉県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	埼玉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	千葉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	千葉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	千葉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	1 類	15,390円	13,850円	12,310円	10,770円	9,230円	東京都の区域
	2 類	33,990円	30,590円	27,190円	23,790円	20,390円	東京都の区域
	3 類	68,030円	61,230円	54,420円	47,620円	40,820円	東京都の区域
	4 類	46,400円	41,760円	37,120円	32,480円	27,840円	東京都の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 46,400円 41,760円 37,120円 32,480円 27,840円					東京都の区域
スイートコーン	1 類	32,370円	29,130円	25,900円	22,660円	19,420円	東京都の区域
	2 類	137,980円	124,180円	110,380円	96,590円	82,790円	東京都の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 137,980円 124,180円 110,380円 96,590円 82,790円					東京都の区域
かぼちゃ		98,630円	88,770円	78,900円	69,040円	59,180円	東京都の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	93,690円	84,320円	74,950円	65,580円	56,210円	長野県の区域
	4 類	98,150円	88,340円	78,520円	68,710円	58,890円	長野県のうち小諸市、 佐久市、東御市及び北 佐久郡の区域
		67,670円	60,900円	54,140円	47,370円	40,600円	長野県のうち小諸市、 佐久市、東御市及び北 佐久郡以外の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円					長野県のうち小諸市、 佐久市、東御市及び北 佐久郡の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円					
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 93,690円 84,320円 74,950円 65,580円 56,210円					長野県のうち小諸市、 佐久市、東御市及び北 佐久郡以外の区域
		春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 98,150円 88,340円 78,520円 68,710円 58,890円					
		春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円					
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円					
春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 93,690円 84,320円 74,950円 65,580円 56,210円							
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 67,670円 60,900円 54,140円 47,370円 40,600円							
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	長野県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	長野県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	長野県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	岐阜県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,270円	2,890円	2,520円	2,270円	2,020円	愛媛県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	191,360円 172,220円 153,090円 133,950円 114,820円	長崎県の区域
	4 類	141,210円 127,090円 112,970円 98,850円 84,730円	長崎県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円	長崎県の区域
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,990円 30,590円 27,190円 23,790円 20,390円	
		春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 191,360円 172,220円 153,090円 133,950円 114,820円	
		春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 141,210円 127,090円 112,970円 98,850円 84,730円	

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	3 類	106,700円 96,030円 85,360円 74,690円 64,020円	熊本県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 48,150円 43,340円 38,520円 33,710円 28,890円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 106,700円 96,030円 85,360円 74,690円 64,020円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 49,740円 44,770円 39,790円 34,820円 29,840円	熊本県の区域
	別記の第一区分に掲げる者	2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円 2,520円 2,270円 2,020円 1,760円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円 2,890円 2,520円 2,270円 2,020円	熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,890円 2,520円 2,270円 2,020円 1,760円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,270円 2,890円 2,520円 2,270円 2,020円	熊本県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	58,340円 52,510円 46,670円 40,840円 35,000円	宮崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 58,340円 52,510円 46,670円 40,840円 35,000円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 46,400円 41,760円 37,120円 32,480円 27,840円	宮崎県の区域
	2 類	310,690円 279,620円 248,550円 217,480円 186,410円	宮崎県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,370円 29,130円 25,900円 22,660円 19,420円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 310,690円 279,620円 248,550円 217,480円 186,410円	宮崎県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	57,260円 51,530円 45,810円 40,080円 34,360円	鹿児島県の区域
	4 類	143,390円 129,050円 114,710円 100,370円 86,030円	鹿児島県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 15,390円 13,850円 12,310円 10,770円 9,230円	鹿児島県の区域
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 57,260円 51,530円 45,810円 40,080円 34,360円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 68,030円 61,230円 54,420円 47,620円 40,820円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 143,390円 129,050円 114,710円 100,370円 86,030円	

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。